

2012年4月18日-20日 東京ビッグサイト

SEA JAPAN 事務局宛

出展規約を了承し、下記の通り出展を申込みます。

年 月 日

会社名	和文	フリガナ -----		⑩
	英文			
所在地	和文	フリガナ ----- 〒		
	英文			
TEL			FAX	
申込責任者	部署・役職名	フリガナ -----		⑩
	氏名	フリガナ -----		
展示会担当者 <small>(展示会準備にあたってのご担当者をご記入ください)</small>	部署・役職名	フリガナ -----		
	氏名	フリガナ -----		
E-MAIL				
備考欄				

■出展タイプ／出展料金 ※消費税別途

<input type="checkbox"/> スペース小間 <small>*最小お申込面積18㎡(9㎡単位)</small>	¥50,000 × 【 】㎡	=
<input type="checkbox"/> パッケージ小間 <small>*最小お申込面積9㎡ 1小間:3m×3m</small>	¥600,000 × 【 】小間 / (9㎡)	=

■希望小間位置 (小間図面をご覧頂き、ご希望の小間番号をご記入下さい。)

第一希望		第二希望		第三希望	
------	--	------	--	------	--

- 出展申込み期限 2011年11月30日(水)
- 出展料金のお支払方法は、以下のオプションよりお選びください。

- 出展契約後の変更又はキャンセル

<input type="checkbox"/> オプション1:一括支払 <input type="checkbox"/> オプション2:分割支払 ◎第1回目(出展料金の50%) 申込書受領後、請求書をお送りいたします。 振込期日は請求書に記載いたします。 ◎第2回目(出展料金残りの50%) 残りの50%請求書をお送りいたします。 2011年11月30日(水)までにお支払い下さい
--

お申込み後やむなく出展の変更又はキャンセルをする場合は、書面で理由を明記し、事務局の承認を受けてください。事務局がやむを得ないと認めた場合は、下記の要項でキャンセル料を申し受けますのでご了承ください。

2011年11月30日まで出展料金の50%

*振込手数料は貴社にてご負担ください。
*2011年11月1日以降に出展のお申し込みを頂いた場合は、第1回目の請求書で出展料金全額を請求させていただきます。

SEA JAPAN 2012

出 展 規 約

1. 会 期

2012年4月18日(水)～20日(金)

ただし、会場の都合及び天災等により変更する場合があります。

2. 会 場

東京ビッグサイト 〒135-0063 東京都江東区有明 3-11-1

3. 主 催

◆ UBM ジャパン株式会社

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-8-3

神田 91 ビル

TEL: (03) 5296-1020 FAX: (03) 5296-1018

◆ 展示会運営事務局:

SEA JAPAN 事務局

UBM ジャパン株式会社 (内)

4. 出 展 料 金

■パッケージ小間

¥600,000/小間 (消費税別)

■スペース小間 (18sqm 以上)

¥50,000/㎡ (消費税別)

※装飾などは一切つきません。

5. 出 展 申 込 み

(A) 申込締切日 2011年11月30日(水)

出展申込期限日以前であっても、申込面積が予定面積に達した場合は、締切日を繰り上げることがあります。

(B) 申込方法

出展申込書に必要事項をご記入の上、SEAJAPAN 事務局(UBM ジャパン株式会社)にお申し込み下さい。

(C) 申込面積

申込は㎡もしくは小間単位でお申し込みください。ただし、会場の都合あるいは出展申込の状況によっては、事務局が面積の調整をすることがあります。

(D) 申込の決定

出展申込は、出展申込書受理と同時に効力を発生します。なお、主催者は出展の申込内容が適当でないと判断した場合には出展をお断りする場合があります。

6. 小間位置の決定について

小間位置は申込み順位、小間数、展示品などを考慮して事務局が決定しご提案いたしますが、会場の都合、出展申込状況、出展物の内容によっては、後日、事務局が小間位置を変更する場合があります。

7. 出 展 料 金 支 払 スケジュール

◎第1回目 出展料金の50%

申込書受領後、請求書をお送りいたします。

振込期日は請求書に記載いたします

◎第2回目 出展料金残りの50%

出展料金残りの50%請求書をお送りいたします。

2011年11月30日(水)までにお支払い下さい

■お支払方法については、上記支払スケジュールにそって発行される請求書に明記されます。期日までにご入金がありませんと、キャンセル扱いとなり、その場合規定のキャンセル料金が生じますのでご注意ください。

■約束手形によるお支払いはお受けできません。

■振込手数料は申込社負担とします。

8. 出 展 申 込 後 の 申 込 小 間 数 の 削 減 及 び 出 展 の 取 り 止 め

出展申込書提出(郵送、FAX)と同時に契約が発生いたします。原則として出展申込書提出後の出展の取り止め及び申込み小間数の削減は認めませんが、事務局がやむを得ないと認めた場合に限り、主催者宛に正式に書面にて申請頂いた後、次のとおりキャンセル料をお支払い頂きます。

2011年11月30日まで・・・・出展料の50%

2011年12月1日以降・・・・出展料の全額

お申込み小間数を削減された場合も、その削減面積の出展料に対し、上記のとおりキャンセル料をお支払いいただきます。

9. 小間の転貸等の禁止

出展社は、自社分に決定した小間を、主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

10. 共同出展の取り扱い

共同出展社の登録を行う場合は、主催者の発行する共同出展社登録書をもって正式に登録を行い、主催者の許可をとる必要があります。その際に登録書に掲載された規定を厳守してください。

11. 小間出展の諸注意

出展社は自社小間出展を後日発行される「展示規則・運営要領」(出展社マニュアル)に沿って行ってください。

「展示規則・運営要領」に反する小間は、主催者の権限において変更・撤去することができます。その場合、変更・撤去に要する費用は、その出展社の負担となります。

12. 搬入と搬出

■展示物の会場への搬入期間及び搬出期間などについては、後日発行される「展示規則・運営要領」にて通知します。

■会期中は、主催者の承認なしに、出展社が小間内へ展示物を搬入したり、撤去したり、あるいは移動することはできません。

■小間内の設備は、主催者によって指定された時間までに整備し、展示を完了してください。同時に空箱・残材等は撤去してください。

■出展社は、展示品及び小間の設備の撤去を主催者によって指定された時間までに完了してください。期日までに撤去されない物品は、主催者が処分し、その費用は出展社の負担となります。

13. 展示品と宣伝行為

出展社はプレゼンテーション、カタログ等の配布は、自社ブース内のみで行ってください。ただし、ブース内であっても、以下の宣伝行為は禁じられています。

1. 非出展社によるもの
2. 未登録の関連企業によるもの
3. 展示品として事務局の許可を受けていないもの
4. 展示会に直接関係のないもの
5. 中古あるいは使用済みの商品の展示、配布
6. 展示品の直売

14. 印刷物

主催者は、展示会オフィシャルカタログを含む展示会に関わる全ての印刷物の発行について占有権を有します。

主催者は、印刷物の作成にあたって、十分留意しますが、万が一掲載に誤りや脱落等があった場合、主催者は、出展社またはその他のあらゆる関係者に対して、一切の責任を負わず、かつ債務を負いません。

15. 補 償

出展社は、各自の責任において展示会出展に伴う全てのリスクの負担責任を担い、発生しうる全ての問題に対し、自らの責任において対処しなければなりません。

出展社およびその代理者が他社の小間、主催者の設備、展示会場の設備、または来場者を含む全ての人身等、第三者に損害及び危害を与えた場合は、その補償は全て出展社の責任となり、主催者は一切の責任を負いません。

また、出展小間位置の変更、展示会の規模の変更、展示会の延期及び中止等、主催者の判断による全ての変更事項に起因する出展社への影響及び発生する費用につきましては、主催者は一切の責任を負いません。

16. 保 険

主催者は、展示会場の内外を問わず、展示品の障害、滅失、盗難などに関する責任を負いません。

出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて、自社の責任において損害保険に加入してください。主催者は出展社の所有物に関しては保険に加入していません。

出展社は、展示会の開始に先立ち、出展社およびその代理者が他社の小間、主催者の設備、展示会場の設備、または来場者を含む全ての人身等、第三者に損害及び危害を与える可能性のある全ての危害・損害に対し、各自保険に加入する義務を負います。主催者ではこの保険の費用を負担しません。

17. 延期及び中止

17-(A). 天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できないとき、また、出展規模において開催可能な規模に満たないときと主催者が判断した場合は、主催者はその権限において、展示会の中止、またはその選択により展示会の延期、開催

場所の変更及びその他の変更(規模の縮小を含む)を行うことができます。

17-(B). 天災地変等のやむを得ない理由とは天災、政府による措置、戦争、火災、洪水、爆発、騒乱、武力衝突、テロ行為、革命、封鎖、禁輸、ストライキ、閉鎖、座り込み、工業または商業上の紛争、異常気象、疾病、公衆衛生に及ぼすリスク、工場または機械類の事故または故障、何らかの物資(労働力、運輸能力、電力もしくはその他の供給物)の不足、旅行、展示会および/または公共の集会に対する政府(政府機関または部局を含む)、監督官庁もしくは国際機関による規制的介入、一般的助言または勧告、または展示会場が利用不可能となるか、および/または占有および/または使用に不適当となることを含みますが、それらに限定されるものではありません。

17-(C). 17-(A)により、主催者が展示会を延期した場合、または、開催場所の変更等の展示会についての何らかの変更(規模の縮小を含む)を加えた場合には、①本契約は引き続き両当事者を拘束し、②出展社は展示スペースについてなされたいかなる支払いの払い戻しを受ける権利はなく、③料金の未納残高があればそれを支払う義務を負います。

17-(D). 17-(A)により主催者が展示会を中止した場合は、既に払い込まれた出展料については、状況に応じ、主催者の判断により、必要経費を差し引いた上でなお余剰金があった場合、その一部を出展社に返却することがあります。

17-(E). 出展社は、展示会の中止、または展示会の延期、開催場所の変更及びその他の変更(規模の縮小を含む)が行われた場合にも、その結果として被った損失もしくは損害または発生した追加費用に対する如何なる賠償請求権を有しません。

18. その他

(A) 主催者は出展申込状況等により展示会場や展示スペースが適当でないと判断した場合、展示スペース、展示会場を変更することがあります。展示スペースにおいては小間の配置ならびにサイズの変更、会場においては、場所、出入口の変更または閉鎖等をすることがあります。

(B) 出展社は後日発行される「展示規則・運営要領」(出展社マニュアル)を熟読し、規則等を厳守してください。

(C) 展示品や小間の保守及び清掃は、出展社の責任で行ってください。

(D) 展示品の撮影、写生等の可否の許可は、該当出展社の責任で行ってください。

(E) 出展社が「展示規則・運営要領」の規定等に違反した場合は、主催者はその出展社の出展をお断りする場合があります。この場合、主催者は出展社の自己負担により小間を撤去することができ、また、既に払い込まれた出展料等は返却いたしません。

(F) 主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。

(G) 主催者は展示会の円滑な管理をするために本規約以外にも補足的な規定を制定することがあります。

(H) その他展示会の運営詳細は後日発行される「展示規則・運営要領」(出展社マニュアル)によってお知らせいたします。

(I) スペース小間出展の場合: スペース小間に関する計画書、図面、デザイン計画書を展示場(ビッグサイト)の規則・規定に従い作成し事務局に事前に認可の為に提出して下さい。